

## 江戸川区工事請負契約標準約款（抜粋） 新旧対照表

新	旧
<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第 10 条 <u>乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</u></p> <p><u>( 1 ) 現場代理人</u></p> <p><u>( 2 ) 主任技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第 3 項本文の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とし、同条同項ただし書の規定により監理技術者が専任しない場合は「監理技術者及び監理技術者補佐(建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。)」とする。以下同じ。)</u></p> <p><u>( 3 ) 専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関し、この約款に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p> <p>( 1 ) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</p> <p>( 2 ) 第 17 条第 1 項又は第 4 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>( 3 ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</p>	<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第 10 条 <u>乙は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工技術上の管理をつかさどる主任技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は、「監理技術者」とし、同条第 3 項の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」とする。以下同じ。)及び専門技術者(建設業法第 26 条の 2 の規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。</u></p> <p>2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関し、この約款に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p> <p>( 1 ) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</p> <p>( 2 ) 第 17 条第 1 項又は第 4 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>( 3 ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</p>

江戸川区工事請負契約標準約款（抜粋） 新旧対照表

新	旧
<p>(4)前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、乙は、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。</p> <p>5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 (工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第11条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者、専門技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る事項について決定し、その結果を書面をもって甲に通知しなければならない。</p> <p>3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>4 甲は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る事項について決定し、その結果を書面をもって乙に通知しなければならない。 (工事の変更、中止等)</p> <p>第17条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項の規定により、工期又は契約金額を変更しなければならない。</p>	<p>(4)前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、乙は、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。</p> <p>5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 (工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第11条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者、専門技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る事項について決定し、その結果を書面をもって甲に通知しなければならない。</p> <p>3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>4 甲は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る事項について決定し、その結果を書面をもって乙に通知しなければならない。 (工事の変更、中止等)</p> <p>第17条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項の規定により、工期又は契約金額を変更しなければならない。</p>

江戸川区工事請負契約標準約款（抜粋） 新旧対照表

新	旧
<p>2 工期又は契約金額の変更は、甲乙協議して定める。</p> <p>3 甲は、工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、乙が工事の続行に備え、工事現場等を維持するために増加費用を必要とするときは、その増加費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、甲乙協議して定める。</p> <p>4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。</p>	<p>2 工期又は契約金額の変更は、甲乙協議して定める。</p> <p>3 甲は、工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、乙が工事の続行に備え、工事現場等を維持するために増加費用を必要とするときは、その増加費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、甲乙協議して定める。</p> <p>4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。</p>
<p><b><u>(著しく短い工期の禁止)</u></b></p>	<p><b><u>(新設)</u></b></p>
<p><b><u>第17条の2 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></b></p>	
<p>(乙の請求による工期の延長)</p>	<p>(乙の請求による工期の延長)</p>
<p>第18条 乙は、正当な理由により工期内に工事を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって、工期の延長を求めることができる。</p>	<p>第18条 乙は、正当な理由により工期内に工事を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって、工期の延長を求めることができる。</p>
<p>(甲の請求による工期の短縮等)</p>	<p>(甲の請求による工期の短縮等)</p>
<p>第19条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して、書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。</p>	<p>第19条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して、書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。</p>
<p>2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議のうえ、通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。</p>	<p>2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議のうえ、通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。</p>
<p>3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して</p>	<p>3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して</p>

江戸川区工事請負契約標準約款（抜粋） 新旧対照表

新	旧
<p>契約金額を変更しなければならない。 (部分払)</p> <p>第 34 条 甲は、工事の完了前において、乙の部分払請求を相当と認めるとき(入札心得書等において、乙の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき。)は、検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額(以下「既済部分の代価」という。)の 10 分の 9 以内で甲が定める金額を支払うことができる。製作及びすえ付けその他の工事に関し、完成した製作品で検査に合格して現場に持込みを終わったもの又は甲の都合により現場持込みが困難と認められる製作品で、検査に合格して甲の指定する場所へ持込みが終了したものについては、甲は、工事完了前において、乙の部分払請求を相当と認めるときは、その製作品に相応する契約金額相当額(以下「製作代価」という。)の 10 分の 9 以内で甲が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の既済部分の代価(製作代価を含む。以下同じ。)は、甲が認定する。</p> <p>3 第 30 条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、前 2 項の規定により算定した部分払の額から、当該前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除した額の範囲内とし、次の式により算定する。</p> $\text{部分払金額} = \text{既済部分の代価} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{契約金額}} \right)$ <p>4 第 1 項の規定による支払の対象となった既済部分又は製作品が乙の所有に属するときは、その所有権は、支払により乙から甲に移転する。ただし、目的物全部の引渡し完了するまでの保管は、乙の責任とし、目的物全部の引渡しまでに生じた損害については、第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定を準用する。</p>	<p>契約金額を変更しなければならない。 (部分払)</p> <p>第 34 条 甲は、工事の完了前において、乙の部分払請求を相当と認めるとき(入札心得書等において、乙の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき。)は、検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額(以下「既済部分の代価」という。)の 10 分の 9 以内で甲が定める金額を支払うことができる。製作及びすえ付けその他の工事に関し、完成した製作品で検査に合格して現場に持込みを終わったもの又は甲の都合により現場持込みが困難と認められる製作品で、検査に合格して甲の指定する場所へ持込みが終了したものについては、甲は、工事完了前において、乙の部分払請求を相当と認めるときは、その製作品に相応する契約金額相当額(以下「製作代価」という。)の 10 分の 9 以内で甲が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の既済部分の代価(製作代価を含む。以下同じ。)は、甲が認定する。</p> <p>3 第 30 条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、前 2 項の規定により算定した部分払の額から、当該前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除した額の範囲内とし、次の式により算定する。</p> $\text{部分払金額} = \text{既済部分の代価} \times 9/10 - \text{前払金額} \times \text{既済部分の代価} / \text{契約金額}$ <p>4 第 1 項の規定による支払の対象となった既済部分又は製作品が乙の所有に属するときは、その所有権は、支払により乙から甲に移転する。ただし、目的物全部の引渡し完了するまでの保管は、乙の責任とし、目的物全部の引渡しまでに生じた損害については、第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定を準用する。</p>